

**質問（高野礼子議員）** プロードバンド整備の進捗状況について伺います。

**答弁（市長）** 既に、大田原地区および野崎地区は、光ファイバーによる超高速プロードバンドサービスを利用できるようになっております。他の地区については、NTT交換局の佐久山局社、黒羽局社、湯津上局社の周辺でADSLによるプロードバンドサービスが利用できるようになつておりますが、これらになつておりますが、これらの

## プロードバンド整備について



住宅に設置された太陽光発電システム

局社から4km以上離れた地点では、通信速度が著しく遅くなり、実用性がありません。また、両郷局社、須佐木局社、須賀川局社では、このADSLも提供されておらず、いわゆるプロードバンドゼロ地域と呼ばれております。このため、通信事業者に対し、早期の環境整備を要望するとともに、市においてインターネットアクセス網整備を行うべく計画を推進してまいりました。今般、通信事業者等

との協議が調い、整備実施の運びとなり、総務省に国庫補助事業の採択を希望しておりますが、昨日内示があつたところであります。これが実現いたしましたと、両郷、須賀川地区が平成二十二年中にはプロードバンドサービスを利用できることとなります。また、湯津上地区については、平成二十二年度の整備に向け準備を進めたいと考えております。親園、佐久山地区においては、平成二十二年度の整備おりまして、親園、佐久山地区も通信事業者によって順次整備されますので、ここ数年のうちに市内全域のプロードバンドの環境が整備されると考えておりました。

舗等についても補助対象としていくことで要綱改正を行つていただけることになります。また、国庫補助金の対象外での設置者に対し、一キロワット当たり七万円で限度額二十八万円の補助金制度が復活をされました。補助対象範囲は、専用住宅及び条件つき店舗兼住宅であります。現在、対象範囲を広げて十キロワット未満の太陽光発電システムを設置する事業所や店



プロードバンドサービスが望まれる両郷地区

## 太陽光利用の補助制度について

質問（本澤節子議員）太陽光利用の補助制度について伺います。

答弁（市長）本市では大田原市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に基づき、太陽光発電システム設置者に対し補助金の助成を行つております。補助対象範囲は、専用住宅及び条件つき店舗兼住宅であります。現在、対象範囲を広げて十キロワット未満の太陽光発電システムを設置する事業所や店舗等についても補助対象としているところです。また、市単独補助金と市単独補助金を併用することにより、最高で四十万円の助成を受けられることになりました。また、従来は市単独補助金の対象外での設置者に対し、一キロワット当たり七万円で限度額二十八万円の補助金制度が復活をされたため、従来は市単独の補助金として一キロワット当たり七万円、限度額四キロワットで二十万円の補助を行つておりましたものを、一キロワット当たり

三万円、限度額が四キロワットで十二万円に見直しを行うこととしたしました。これにより、専用住宅の太陽光発電システム設置者は、国の補助金と市単独補助金を併用することにより、最高で四十万円の助成を受けられることになりました。また、従来は市単独補助金の対象外での設置者に対し、一キロワット当たり七万円で限度額二十八万円の補助金制度が復活をされたため、従来は市単独の補助金として一キロワット当たり七万円、限度額四キロワットで二十万円の補助を行つておりましたものを、一キロワット当たり